

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年6月5日

大阪税関長 日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
リシュモンジャパン合同会社 東京都千代田区麹町1丁目4番地半蔵門ファーストビル	リシュモンジャパン合同会社大阪物流センター 大阪府大阪市港区福崎3丁目1番185号	廃業	—	令和8年 5月31日